

特集

2026年12月期・2027年3月期

# IFRS会計基準の 第1四半期決算対策

第1章

金融商品の分類・測定、自然依存電力

今第1四半期から強制適用される基準の概要

第2章

IFRS18号関連修正、超インフレ表示通貨

今第1四半期から早期適用可能な基準の概要

第3章

取引コストの決定、組込デリバティブ

IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の概要

第4章

気候関連等に関する設例を追加

「財務諸表における不確実性に関する開示  
—設例」の概要

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士 竹下 泰俊

IFRS会計基準適用会社の2026年12月期における第1四半期決算がまもなく到来する。今期から強制適用となる金融商品の分類・測定に関する基準や、早期適用可能となるIFRS18号「財務諸表における表示及び開示」の関連修正などを確認しておく必要がある。また、昨年11月公表の「財務諸表の不確実性に関する開示」の設例の追加は、気候関連などのサステナビリティ情報の開示に参考となる。

そこで、これらの基準改訂等における今第1四半期決算の留意点を解説していただいた。

3月決算企業にとっては、2026年6月第1四半期に対応するものであり、3カ月後の実務の参考にさせていただきたい。